

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日：令和7年7月17日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 契約関係</p> <p>【修繕・工事関係】</p> <ul style="list-style-type: none">床タイル交換修繕において、設計金額を算定する際、公共建築工事共通費積算基準を用いて共通費を算定していたが、算定式に誤りがあった。契約の相手方の決定に影響はなかったが、積算基準は令和5年に改定されているので、最新の算定式を用いて設計金額を算定された。(R6)	<p><発生原因></p> <ul style="list-style-type: none">設計金額を算定する際に、最新の公共建築工事共通費積算基準を使用せずに共通仮設費を算定していた。 <p><処理内容></p> <ul style="list-style-type: none">今後の設計金額の算定に誤りが生じないよう、最新の公共建築工事共通費積算基準で算定し業務にあたる。 <p><再発防止策></p> <ul style="list-style-type: none">設計金額を算定する際には、常に最新の公共建築工事共通費積算基準を確認して共通費の算定を行うよう職員へ周知しました。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。